



2021年6月8日

株主各位

会社名 エブレン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上村 正人  
(コード番号: 6599 東証JASDAQ)  
問合せ先 取締役管理部長 田中 猛  
電話番号 042-646-7171(代表)

「第48期定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正について

当社「第48期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

【修正箇所1】

「第48期定時株主総会招集ご通知」10ページ

「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況 ①企業集団の財産及び損益の状況」

下線部 が 修正箇所 を表しております。

<誤>

(注) 4. 第47期及び第48期(当連結会計年度)の連結計算書類につきましては、会社法第444条第4項の規定に基づき監査役会と会計監査人(太陽有限責任監査法人)の監査を受けております。また、第45期と第46期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき算定した各数値を記載しております。各数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

<正>

(注) 4. 第47期及び第48期(当連結会計年度)の連結計算書類につきましては、会社法第444条第4項の規定に基づき監査役会と会計監査人(太陽有限責任監査法人)の監査を受けております。また、第45期と第46期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき算定した各数値を記載しております。各数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法の監査を受けております。

【修正箇所2】

「第48期定時株主総会招集ご通知」11ページ

「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況 ②当社の財産及び損益の状況」

下線部 が 修正箇所 を表しております。

<誤>

(注) 3. 第 47 期及び第 48 期（当事業年度）の計算書類につきましては、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき会計監査人（太陽有限責任監査法人）の監査を受けております。また、第 45 期と第 46 期につきましては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づき算定した各数値を記載しております。各数値は金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

<正>

(注) 3. 第 47 期及び第 48 期（当事業年度）の計算書類につきましては、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき会計監査人（太陽有限責任監査法人）の監査を受けております。また、第 45 期と第 46 期につきましては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づき算定した各数値を記載しております。各数値は金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

### 【修正箇所 3】

「第 48 期定時株主総会招集ご通知」16 ページから 17 ページ

「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等の総額等 ①取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」

下線部 が 追記箇所 を表しております。

<誤>

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、当社取締役会決議に基づき、当社代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、報酬総額（賞与総額を含む）を決議するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

<正>

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、当社取締役会決議に基づき、当社代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら、各取締役の担当事業を評価するには、代表取締役社長による評価配分決定が最も適していると考えられるからである。

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、報酬総額（賞与総額を含む）を決議するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

以上